

備考

- この測定方法の対象項目は、塩化ビニルモノマーである。一般に「塩化ビニル樹脂」が「塩化ビニル」と表記されることがあるため、これと明確に区分することとした。
- 第 1 の方法は、規格 K 0125 の「5.1 パーシ・トラメック・カスケード・トランス・トランス・分析」に規定された方法に基づいており、ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、四クロロエチレン、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質（フルオロペンゼン、4-フルオロペンゼン、フルオロペンゼン）を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験操作を行うことで同時分析が可能である。
- 第 2 の方法は、日本工業規格 K 0125 の「5.2 ヘッドスペース・カスケード・トランス・トランス・分析」に規定された方法に基づいており、ジクロロエチレン、トリクロロエチレン等の塩化ビニル以外の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質（フルオロペンゼン、4-フルオロペンゼン、フルオロペンゼン）を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験操作を行うことで同時分析が可能である（ただし、水によく混和し、水からの揮発性の低い 1, 4-ジオキササンは除く。）
- これらの測定法の定量下限は、いずれも  $0.2\mu\text{g/L}$  である。
- ここに示す商品名は、これらの測定法使用者の便宜のために、一般に入用できるものとして例示したが、これらを推奨するものではない。これと同等以上の品質、性能のものを用いてもよい。
- この測定方法における用語の定義その他この測定方法に定めのない事項については、規格に定めるところによる。

○環境省告示第八十六号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（第二条の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号）（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

平成二十四年五月二十三日

第四号中「備考三」を「備考七」に改め、第五号中「備考十五のり」（第一段を除く。）を「備考十のり」から「三」に改める。

第四十一号を第四十二号とし、第三十二号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号中付表七を「付表九」に改め、同号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

二一八 一・四―ジオキササン 告示付表七に掲げる方法

○環境省告示第八十七号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）（第六条の二の規定に基づき、平成元年八月環境庁告示第三十九号）（水質汚濁防止法施行規則第六条の二に基づき環境庁長官が定める検定方法）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

平成二十四年五月二十三日

別表シス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジクロロエチレン」に、日本工業規格 K 0125 の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法を「シス体」に、日本工業規格 K 0125 の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法を「トランス体」に、日本工業規格 K 0125 の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法を「一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム」に、日本工業規格 K 0125 の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法を「一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム」に、日本工業規格 K 0125 の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法を「一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム」に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

塩化ビニルモノマー

平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法

一・四―ジオキササン 環境基準告示付表七に掲げる方法

○環境省告示第八十八号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）（第九条の四の規定に基づき、平成八年九月環境庁告示第五十五号）（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

平成二十四年五月二十三日

別表シス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジクロロエチレン」に、規格 K 0125 の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法を「シス体」に、規格 K 0125 の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法を「トランス体」に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

塩化ビニルモノマー

平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法

一・四―ジオキササン 環境基準告示付表七に掲げる方法

○北海道開発局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第十八条第一項の規定に基づき）告示する。

平成二十四年五月二十三日

その関係図面は、平成二十四年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長 高松 泰

区	間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
一	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
二	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
三	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			
四	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			

区	間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
一	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
二	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
三	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			
四	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			

区	間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
一	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
二	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
三	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			
四	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			

区	間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
一	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
二	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
三	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			
四	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			

区	間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
一	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
二	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
三	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			
四	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			

区	間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
一	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
二	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十三号			
三	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			
四	道路の種類	一般国道				
		道路の区域	二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号			